

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>本件改正案第167条の4第1項は、予算決算及び会計令第70条に倣ったものと思われます。</p> <p>これについて、2013年4月1日に公示された「予算決算及び会計令の一部を改正する政令について」パブリックコメント結果（案件番号 395080216）は、「現行の本件政令第70条は、一般競争に参加させることができない者について、「特別の理由がある場合を除くほか」という例外規定を設けています。しかし、指定暴力団員等については、一般競争に参加させる「特別の理由」というものは、想定し難いと思います。したがって、指定暴力団員等については、「特別の理由がある場合を除くほか」という例外規定の対象から除くべきだと思います。」という意見に対し、「予算決算及び会計令第70条において、「特別の理由がある場合」として想定しているのは、「当該契約を締結する能力を有しない者」について、被保佐人又は被補助人のうち、保佐人又は補助人の同意を得て当該契約を締結しようとする者であって、契約の相手方として、あえて排除する必要のない場合です。改正前の規定において規定されている「破産者で復権を得ない者」については、「特別の理由がある場合」が想定されておらず、これと同様に、今般の改正により追加される指定暴力団員等についても、「特別の理由がある場合」は想定されません。」と回答し</p>	<p>今般の地方自治法施行令第167条の4第1項の「特別の理由がある場合」の規定については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条と同様の考え方となります。</p> <p>しかしながら、御意見の規定の仕方については、一般競争入札に参加させることができない者として定める「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者」から「特別の理由がある場合」を除くことは文理上できないことから、法制上困難であると考えます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>ています。</p> <p>そうであれば、この趣旨を明確にするため、同案第167条の4第1項は、次のように改正すべきだと思います。</p> <p>第百六十七条の四 普通地方公共団体は、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。） 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
2	<p>改正案に賛成です。</p> <p>今日、役務の供給（ビルメンテナンス業務）においては「安^{はびこ}かろう・悪かろう」が蔓延り大切な国民の財産が失われようとしています。</p> <p>平成25年4月1日施行、予算決算及び会計令第71条第1項にも謳われておりますが、現実には契約不履行（役務を粗雑に行う）にもかかわらず、契約解除もされておられません。</p> <p>是非、地方公共団体におかれましても、地方自治法施行令第167条の4第2項の一「その他の役務」を加えて頂き、また、</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>その運用を各自治体におかれましても厳しく対応されることをお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	
3	<p>私どもの県におきましても、一般競争入札(WTO物件の入札も含む)においてダンピングと判断できる程の低金額で落札され、粗悪な品質また業務不完全実施を疑わざるをえない状況の事も過去にあり、担当者サイドでの検査・指導も十分に出来なかった事がありました。</p> <p>役務提供に関しても粗雑な行為を入札参加資格の停止要件に規定される事は当然の事と存じます。</p> <p>また、入札に参加させる事が出来ないものとして暴力団関係者を追加する事は近年の社会状況から考え、当然の事と存じます。</p> <p>以上、私どもの協会の意見です。よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>
4	<p>第167条の四第2項第1号の規定に「その他の役務」を加える改正に賛成します。現在、地方公共団体が所有する建築物の維持管理業務（清掃、設備管理等）の競争入札において、低価格入札が横行しており、粗雑な履行の結果、公共建築物の劣化が進んでおります。</p> <p>公共建築物の維持管理における適切な品質の確保は、建物の長寿命化、行政サービスの向上をもたらし、結果的に税金</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>の効率的執行につながります。今年6月に施行された改正品確法に工事後の維持管理が加えられましたが、建物維持管理における品質確保は今後極めて重要になると思います。東京におけるビルメンテナンス業界を代表する協会として、建物のよりよい維持管理を行うため、粗雑な履行や不正行為を行った不適格業者の入札参加を一定期間制限すべきと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	
5	<p>「一般競争入札等に参加させることができない者として「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者」の追加等」となっているが、「等」がついているということは、その追加以外にも変更事項があるのか。あるのであれば、その具体的な内容も示して意見募集をするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見にある「等」の具体的な内容は、一般競争入札に参加させないことができる者の要件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の履行に当たり、その他の役務を粗雑に行つたとき（改正地方自治法施行令第167条の4第2項第1号） ・ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき（同項第6号） <p>を追加することとなります。</p> <p>今回の意見募集にあたっては、政令案の概要とともに、意見募集対象となる改正条文に係る新旧対照表も併せて公示しており、これにより具体的な改正条項及び改正内容が分かるようにしています。</p>
6	<p>意見1 167条の4第1項第1号案について</p>	<p>一般競争入札は、原則として、広くだれにでも入札に参加する機会を与え、普通地方公共団体に有利な条件で申込みを</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>「契約を締結する能力を有しない者」とは民法の講学上の概念である、権利能力又は行為能力を有しない者を意味するのか。行為能力については、能力に一部制限がされる場合も含まれるのか。その場合、いずれかの能力を有しない場合は入札に参加できないのか明らかにされたい。</p> <p>また、制限行為能力者であっても、後見人、保佐人、補助人等により能力を補われるのであれば入札から排除する必要はないのではないか。</p> <p>意見 2 167 条の 4 第 1 項第 2 号案について 信用力の問題であれば、破産手続だけでなく、民事再生手続や会社更生手続中の会社も入札手続から排除すべきではないか。また、法人が継続しないことを前提とするのであれば特別清算手続中の会社も排除すべきではないか。</p> <p>意見 3 167 条の 4 第 1 項第 3 号案について 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 32 条 1 項は「指定暴力団員」とその関係者を対象としているが、指定を受けていない場合であっても暴力団員及びそれに関連する者は全面的に入札から排除すべきであるし、過去に暴力団員</p>	<p>した者と契約を締結しようとするものですが、契約の適正な履行を確保する観点から、一般競争入札の参加者の資格について一定の制限をしているところです。</p> <p>意見 1 について、「入札に係る契約を締結する能力を有しない者」とは、契約を締結するための行為能力を制限されている者のことであり、成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業を許可されていない未成年者のことをいいます。</p> <p>このうち、被保佐人又は被補助人のうち、保佐人又は補助人の同意を得て当該契約を締結しようとする者であって、契約の相手方として、あえて排除する必要のない場合は、「特別な理由がある場合」として、一般競争入札に参加することができるものです。</p> <p>意見 2 及び意見 3 について、自治令第 167 条の 4 第 1 項では、地方公共団体の契約の相手方として適当でないことから、特別な理由がある場合を除き一般競争入札に参加させることができない者として、契約を締結する能力を有しない者（同項第 1 号）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（同項第 2 号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号で定める指定暴力団員等（同項第 3 号）を定め、地方公共団体の一般競争入札から排除しているところです。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>であってもものについても一定期間は入札から排除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>なお、同条第2項では、一般競争入札に参加しようとする者が、契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にしたときなど同項各号に定める不正行為に該当すると認められるときにつき、一般競争入札に参加させないことができることとしており、更に、第167条の5及び第167条の5の2において、普通地方公共団体の長が必要に応じて一般競争入札の参加者に一定の資格要件を定めることができることとしています。</p> <p>これらの規定に基づき、各地方公共団体において、適切に入札参加資格を定めることにより適正な入札契約を行うこととしています。</p>
7	<p>地方自治法施行令の一部を改正する政令案の(一般競争入札の参加者の資格)において「故意に工事若しくは製造を粗雑にし」を「故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い」との改正案に賛同いたします。</p> <p>しぎょう <small>ス業</small>におきましては、建築物の清掃、設備管理、警備業務等の維持管理業務を行い役務の提供が主たる事業となっておりますが、一部に品質を保てない事業者もおります。このような中、省令等にて具体的な評価基準や評価を行う手法を制定されることを希望します。</p> <p>また同様に国の建築物維持管理業務におきましても同じような処置が取られるよう期待しております。 【法人】</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、「このような中、」以下の点については、今回の政令案の改正箇所ではありませんので参考意見とさせていただきます。</p>
8	105万人の雇用を抱えるビルメンテナンス業界は、収益全体	いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>の約 80%が従業員の報酬給与や従業員の雇用保険及び厚生年金保険等の法定福利費といった人件費に当てられる労働集約型の産業です。そのため、入札契約金額の下落は、そのまま働く者にしわ寄せされます。</p> <p>前年の 3 分の 1 の金額で落札、落札はしたものの結局辞退する等の事例が数多く起きている根源的な原因は、いまだに価格のみの「安ければ良い」という入札制度が、国ならびに地方自治体などで行われていることによるものです。さらに、業務履行の品質評価がほとんど実施されていないのが現状であり、悪質な事業者の横行を許しております。</p> <p>つきましては、契約の履行に当たり、不正の行為の対象業務に「その他の役務」を追加することについて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理と不適格業者を排除する観点から賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>